

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 6 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、開示決定等期限延長を行った上で、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を「地図訂正の同意について 平成 13 年 1 月 18 日起案」と特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に対して、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成 26 年 2 月 7 日付け海建管第 6297 号で異議申立人に通知した。
  - (1) 開示しない部分
    - ア 公図訂正チェックシートのうち、①個人の氏名（県職員を除く。）
    - イ 土地所在図のうち、②訂正後の一部項目
    - ウ 公図のうち、③個人の氏名及び印影（土地家屋調査士のものを除く。）
    - エ 委任状のうち、④社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影
    - オ 所有者一覧のうち、⑤個人の氏名（土地所有者を除く。）及び印影
    - カ 承諾書のうち、⑥個人の住所、氏名（和歌山市上三毛自治会長及び上三毛

大池水利組合長の住所及び氏名並びに土地家屋調査士の氏名を除く。)及び印影、⑦隣接地番(管理者が上三毛自治区山係に関するものを除く。)、⑧上三毛大池水利組合長の印影、⑨和歌山市上三毛自治会長の印影、⑩印鑑登録証明書、⑪戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票の写し

(2) 開示しない理由

ア 条例第7条第2号該当(上記①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪)

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため

イ 条例第7条第3号ア該当(上記④、⑧及び⑨)

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

- 4 異議申立人は、平成26年2月17日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年1月18日起案第7110号地図訂正同意について、承諾書のない人の理由書及びその根拠や裁判記録・〇〇〇〇と記載した〇〇〇と〇〇〇を眼鏡で括った土地所在図等添付していたと〇〇課長が認めた公図訂正同意願書について、開示・非開示の決定を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

対象公文書は、地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書である。実施機関は、非開示とした部分を、条例第7条第2号及び第3号アに該当するとして、条例第11条第1項の部分開示決定を行った。

なお、異議申立書中に「承諾書のない人の理由書及びその根拠や裁判記録・〇〇〇〇と記載した〇〇〇と〇〇〇を眼鏡で括った土地所在図等添付していたと、橋本課長が認めた」とあるが、そのような事実を海草振興局建設部管理課〇〇〇課長は認めておらず、海建第7110号にも異議申立人の主張する書類は綴られていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」を請求していると認められる。

#### (1) 本件公文書について

実施機関の説明によると、本件対象公文書は地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願書に対して、同意の可否について意思決定を行うための文書であるとのことである。実施機関は、本件対象公文書の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中には、承諾書がもらえない人の理由書及びその根拠や裁判記録、〇〇〇〇と記載した〇〇〇と〇〇〇を眼鏡で括った土地所在図等は綴られていない旨主張する。

#### (2) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

ただし、同号ただし書アにおいては法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除いている。

イ 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号のただし書のアからウのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示しない旨規定している。

イ 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち④、⑧及び⑨は、いずれも代表者の印影であり、法人等に関する情報である。通常、法人等が事業に関して契約を行う際は、代表者印を押印することで当該契約が成立することからすると、これらの情報を公にすることにより、偽造等の不正使用につながるおそれがあり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

以上(1)から(3)より実施機関が行った本件処分は妥当である。過去の答申（諮問第60号ほか）においても、同様の判断を行っているところであり、本件においてもその判断を覆す事情は見当たらない。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年2月25日	○諮問（実施機関）
平成26年3月26日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年5月8日	○審議
平成30年8月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年8月30日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成31年1月23日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 6 日	平成 13 年 1 月 18 日起案第 7110 号「地図訂正同意について」の文書は、和歌山財務事務所長宛の公図訂正同意願書に添付していた和歌山県知事が〇〇〇〇宛に交付した時の決裁であり、承諾書のない人の理由書及びその根拠や裁判記録・〇〇〇〇と記載した〇〇〇と〇〇〇を眼鏡で括た土地所在図等添付していたと〇〇課長が認めた公図訂正同意願全部開示。
平成 26 年 1 月 27 日 (補正後)	条例第 12 条第 2 項に不備があるとしているが、どれが不備なのか。開示請求書記載の通り、〇〇〇課長が認めた「全疎明資料が揃った財務事務所長宛に提出した 7110 号同意書決裁時の「知事宛同意願書一件文書全部」。